

安全管理規程

高知高陵交通株式会社

令和6年10月1日

高知高陵交通株式会社 安全管理規程

目 次

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 適用範囲

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針

- 第3条 輸送の安全に関する基本的な方針
- 第4条 輸送の安全に関する重点施策
- 第5条 輸送の安全に関する目標
- 第6条 輸送の安全に関する計画

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

- 第7条 社長等の責務
- 第8条 社内組織
- 第9条 安全統括管理者の選任および解任
- 第10条 安全統括管理者の責務

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

- 第11条 運輸安全マネジメント会議
- 第11条 2 輸送の安全に関する重点施策の実施
- 第12条 輸送の安全に関する情報の共有および伝達
- 第13条 事故、災害等に関する報告連絡体制
- 第14条 輸送の安全に関する教育および研修
- 第15条 輸送の安全に関する内部監査
- 第16条 輸送の安全に関する業務の改善
- 第17条 情報の公開
- 第18条 輸送の安全に関する記録の管理等

第5章 付則

高知高陵交通株式会社 安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条および同法第22条の2の規定に準じて、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全を確保するため、「安全最優先の原則」、「関係法令の遵守」、「安全管理体制の継続的改善の実施」を基本姿勢とし次の【安全方針】に重点を置いて、全従業員が一丸となって業務を遂行することで、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

【安全方針】

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- (2) プロ精神に徹し、安全運転を励行します。
- (3) 輸送の安全に関する法令および関連する規定を理解し遵守するとともに、厳正・忠実に職務を遂行します。
- (4) 各自が公共交通機関に従事する者としての義務意識を持ち、地域社会に奉仕し貢献します。
- (5) 安全管理体制の継続的改善に努めます。
- (6) 事故・災害等が発生したときは人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、重点施策を策定する。

2. グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を設定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 取締役会構成員（以下「経営トップ」という。）は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 営業所長（統括運行管理者）
 - (3) 運行管理者
 - (4) 整備管理者
 - (5) その他必要な責任者
2. 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
3. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障、その他やむを得ない事由により、職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(運輸安全マネジメント会議)

第11条 運輸安全マネジメント会議を定期的を開催する。

2 運輸安全マネジメント会議は、社長及び第8条1項に規程する者をメンバーとする。

3 運輸安全マネジメント会議は、輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、目標、具体的計画、その他の必要事項について協議・決定する。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条の2 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第 12 条 経営トップ及び運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が社内において適時適切に伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠避したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 安全統括管理者及び経営トップは、事故、災害等に関する報告が社内ですやかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第 14 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 15 条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急の輸送の安全に関する内部監査を実施する。尚、内部監査については「とさでん交通(株)」に委託し行う。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了し改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場

合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において、現在よりも更に高度の安全の確保のために措置を講じる。

(情報の公開)

第 17 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統、輸送の安全に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規定、輸送の安全に関する教育および研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容については、毎年度外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通大臣に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報、その他の輸送の安全に関する情報についての記録および保存期間は 3 年間とする。

第 5 章 付則

1. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から制定実施する。
2. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正実施する。
3. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正実施する。
4. この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から改定実施する。
5. この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から改定実施する。